

金融検査マニュアル廃止後の自己査定・償却・引当の取扱い

—「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)にかかる論点整理—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 SDB室長

守矢 隆

(キーワード) 金融検査マニュアル廃止、個性・特性、グルーピング、SDB

(視 点)

去る9月10日、金融庁からディスカッション・ペーパー「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)(以下「本DP」という。)が公表された。これは、融資の観点から「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」のバランスの取れた実現を目指す今後の検査・監督の考え方と進め方を整理したものであり、金融検査マニュアル別表に基づいて定着した現行の債務者区分等の枠組みを出発点に、金融機関が自ら認識している信用リスクを引当に反映するための見積もりの“道筋”を示す文書とされる。つまり、今後パブリックコメントを経て本DPが確定した後は、金融機関は自らの認識するリスクをより反映できるよう、自己査定・償却・引当の方法を柔軟に見直す余地が大きくなる。

本稿では、本DPの公表案の内容や背景を概観して金融機関が実務を見直す際のプロセスを考察するとともに、本DPに示された考え方や事例を自己査定・償却・引当の観点から整理して金融検査マニュアルとの異同等を検討する。

(要 旨)

- 金融検査マニュアルの廃止により、今後は金融機関が認識する信用リスクをよりの確に引当に反映するため主体的に創意工夫することが期待される。
- 引当等の見直しについては、各金融機関が経営理念を出発点に、これと整合的な形で戦略や方針を定め、それに即した形で具体的な手法等を整理する必要がある。
- 例示された引当手法等の大半は金融検査マニュアルにも掲載されていたものだが、要注意先以外の債務者区分でのグルーピングなどの新しい考え方も示されている。
- 予想損失率の算定にあたっては、信用金庫単位で十分なデータ数を確保できない場合などに、外部データベースを活用する考え方も紹介されている。

はじめに

本DPは、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月制定)の分野別ペーパーとして、個別分野毎の考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一つに位置付けられている。また、分野別ペーパーの一つである「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」(2019年3月制定)を個別融資の観点から補完するものでもある。金融庁は、2018年6月に「融資に関する検査・監督実務についての研究会」(通称「融資研」)を設置するなどして幅広い関係者から意見を聴取して本DPを取りまとめている。従って、本DPの趣旨は、これらの文書の内容も踏まえて捉える必要がある。

なお、本DPは「金融検査マニュアルに基づき定着している現状の引当実務を否定せず、現在の債務者区分等の枠組みを出発点に、各金融機関の融資方針や債務者の実態等を踏まえて、将来を含めて認識している信用リスクをよりの確に引当に反映するための新たな道筋」を示すもので、“金融検査マニュアルに代替する基準”ではなく“現行の実務を改善する考え方”とされている点にも留意が必要である。現行の実務を変更する際には、後述する「個性・特性」を踏まえた各金融機関の判断が求められることになる。

1. 金融検査マニュアル廃止の背景

金融検査マニュアル廃止にかかる一連の施

策の背景には、画一的な金融行政からの脱却を目指す当局の考えがある。

かつて「金融システムの安定」が最重要課題とされた時代においては、金融検査マニュアルなど一定のルールに基づく検査・監督が金融機関の規律付けに一定の効果を発揮した。しかし、金融情勢が安定し「金融仲介機能の発揮」も併せて重視される局面になると、一律的な検査・監督の仕組みが金融機関の創意工夫や独自の取組みを妨げるなどの副作用も指摘されるようになった。

引当金の見積もりに関して言えば、貸倒実績をベースとした一般的な方法は景気変動に遅行して「好況期に引当が減少し、不況期に増加する」動きをとることから、将来の景気悪化に備えることが難しいとの指摘がある。実務上は貸倒実績率の算定期間の延長など様々な工夫も見られるが、基本的には金融機関も監査法人も金融検査マニュアルを強く意識しており、それが創意工夫の余地を狭める一因になってきたのは事実である。

こうした状況の改善に向け、当局は今後の検査・監督における重要な視点として次の2点を挙げている。

- ① 金融機関が経営理念を出発点として、これと統合的な形で経営戦略や各方針を決定し、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくしていく。
- ② 融資について、担保・保証からの回収可能性だけでなく、将来のキャッシュフ

ローに基づく返済可能性にも着目して金融仲介機能を発揮しようとする金融機関の取組を妨げない。

これらは、検査・監督基本方針で打ち出された、「ルール・ベースからプリンシプル・ベースへ」、「形式・過去・部分から実質・未来・全体へ」という考え方に即したものと言え、今後は金融機関が自らの置かれた状況に応じて将来を見据えて主体的に創意工夫することが期待される。

2. 実務への適用にかかる考察

(1) 経営環境を踏まえた経営戦略などの検討・確認

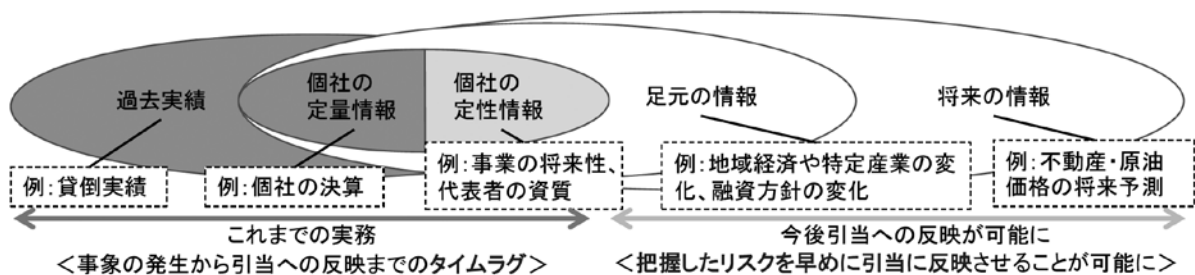
上述のとおり、本DPは現行の実務を改善する考え方を整理したもので、実際にどのような手法を採用すべきかについては、上記の基本的な視点①の記述を借りれば「経営理念を出発点として、これと整合的な形で経営戦略や各方針を決定し、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映」をするのだから、はじめに経営環境を踏まえて経営戦略などを検討・確認する必要がある。

なお、引当等に反映されるべき信用リスクの特定・把握については「金融機関の個性・特性を基礎として、過去実績や個社の定量・定性情報に限られない幅広い情報から、将来を見据えて適切に特定・評価することが重要」とされる（図表1）。“個性・特性”や“幅広い情報”といった考え方は実務として確立されておらず、当面は金融機関と監査法人の対話を通じて少しずつ形作られていくものと考えられる。

(2) 金融機関の“個性・特性”

「個性・特性」という言葉は当局の指針等で初出だと思われるが、「金融機関がどのような経営環境の中で何を目指しているのか、それをどのようなガバナンスや企業文化の下で、どのように具体的な経営戦略、経営計画、融資方針、融資実務、リスク管理、コンプライアンス態勢、自己査定・償却・引当実務として進め、どのような融資ポートフォリオを構築して収益を上げ、どのような財務状態となっているか」を指すものとされる。一見すると金融検査マニュアルの「規模・特性」にも似ているが、「規模・特性」がマ

図表1 信用リスクに関する情報の例



(出所) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監査の考え方と進め方」(案)の概要

告第78号第8項)

- 会計方針の変更が企業の事業内容または企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること
- 会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること
- 変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして妥当であること
- 会計基準の変更が利益操作等を目的としていないこと
- 会計方針を当該事業年度に変更することが妥当であること

これらのうち1点目や2点目は、表現こそ違うが上記(2)の個性・特性の考え方に通じるものである。従って、実務上は、個性・特性の把握も兼ねて①過去のデフォルト先の分析や引当金のバックテストなどに基づく自金庫の与信や引当の傾向、②他金庫と比較した与信ポートフォリオの特徴（与信集中等）、③地域の人口動態や産業構造などの予想、④現在の経営方針や事業計画を踏まえた与信ポートフォリオの変化の見込みなどを整理し、現行実務が実態と整合的であるか検証したうえで、見直しが必要と考える根拠や見直し案を示して監査法人と協議することとなる。

3. 自己査定・償却・引当の取扱い

(1) 自己査定・債務者区分

本DPは、自己査定の結果をもとに対象債権額を特定して償却・引当を行う現行のプロ

セスを踏襲しつつ、今までの枠組みをベースに金融機関の柔軟な取組みを許容する建付けとなっている。つまり、正常先～破綻先の債務者区分やⅠ～Ⅳの債権分類区分の枠組みを大きく変えるものではない。

なお、破綻懸念先については「貸出先の過去の経営成績や経営改善計画だけでなく、事業の成長性・将来性や金融機関による再生支援等も勘案した、実質的な返済可能性（将来のキャッシュフロー）の程度を重視して、貸倒に至る可能性が高いかどうかを評価」するとされ、またⅢ分類債権の捉え方も「資金繰り等を継続的にモニタリングすることを前提として、正常な運転資金と認められる貸出金のうち回収の確実性が合理的で裏付け可能なものを勘案」する考え方が明記されている。これらは、破綻懸念先でも一定のキャッシュフローが確保できている先に対する金融仲介機能の発揮に配慮したものと言える。

破綻懸念先との取引については金融機関により方針に温度差があろうが、前向きなスタンスで臨む金融機関においては、上記の考え方を踏まえて規程等に定める破綻懸念先や分類額の定義を見直すことも考えられる。

(2) 予想損失率

中小・地域金融機関では、金融検査マニュアルの“1-3年ルール”に基づく貸倒実績率を利用した引当の見積りが広く定着しているが、この取扱い自体は否定されていない。しかし、金融機関の実態や経営方針に即した柔軟な引当の見積りを許容する観点から、本

DPには具体的な基準等は示されず、様々な考え方を例示することで、金融機関に創意工夫を促している。

例えば損失見込期間（算定期間）について、平均残存期間によって合理的に見積もる方法など、金融検査マニュアルに記載されていたものの実務上あまり採用されてこなかった手法にも光を当てている。

また、後述するグルーピングの考え方を取り入れる場合について、同一グループの債務者数が少ないなど安定的な見積りが困難なケースなどに、外部データベースを活用して見積りを調整する考え方が新たに示されている。

(3) 一般貸倒引当金

正常先と要注意先（要管理先を含む）の債権については、従来どおり集合的な見積りを前提に置くものの、「他の債権と異なるリスク特性を有する債権群を別グループとした上で、過去実績に加えて外部や内部の環境変化など足元や将来の情報を集合的に引当に反映することも考えられる」とされている。

前段のグルーピングは前述の融資研で信用金庫業界から提案した“新たな管理ゾーン”の考え方に沿うもので、本DPには「債務者区分の中でのグルーピング」と「債務者区分を横断するグルーピング」の2つが例示されている。前者は業種、地域、資金使途、メイン・非メイン、与信額、内部格付などに応じて債務者区分内を更に細分化する考え方で、後者は既存情報では見積りが難しい先（新たに進出した営業エリアの先、創業融資先な

ど）を債務者区分に関わらず一群で管理・評価することを認めるものである。

後段の「足元や将来の情報」とは、引当の見積りにあたり、金融機関の融資方針の変化、特定地域や産業で想定される経営環境変化、貸出先の業績に影響する将来予測なども踏まえ、それらの影響を勘案することを指すものである。当然、決算操作に類するような恣意的な調整は許されないが、将来の見通しが「金融機関によって幅のある推計となり得る」として、当局は推計結果ではなく推計プロセスの適切性や合理性を重視して評価している。

また、大口与信先など集合的な見積りに馴染まず金融機関の経営に与える影響の大きい先については、個別に引当を見積もる取扱いも示されている。

これらの考え方を上手に使うことで、今までよりも柔軟に一般貸倒引当金を見積もることができ、金融機関の認識するリスクにより近い形で引当を行うことができるようになる。

(4) 個別貸倒引当金

破綻懸念先以下の債権も、従来どおり個別評価を基本に置き、破綻懸念先Ⅲ分類は貸倒実績率等による集合的な見積りも認める方法が踏襲されている。

ただし、破綻懸念先については、上記(1)のとおり債務者区分や分類区分の柔軟な捉え方が例示され、また信用金庫業界の提案した破綻懸念先内のグルーピングも盛り込まれている。これにより、例えばメイン先や経営支

援先など事業継続可能性の見積りが容易な先と、非メイン先や情報開示に非協力的な先など突然死のリスクが高い先を別区分して引当を見積もることも可能となる。

また、個別評価の手法として、DCF法、キャッシュフロー控除法や市場売却可能見込額を減じる方法など、金融検査マニュアルを通じて現行の実務で既に採用されている考え方を改めて列挙している。

こうした考え方により、破綻懸念先以下の引当についても、金融機関の方針やリスク認識を反映しやすくなる。

4.外部データベースの活用

(1) 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベースの概要

本DPには、外部データベースを活用した予想損失率の調整に関連して「信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース」(以下「SDB」という。)にも触れている。

SDBは、全国の信用金庫取引先の財務データを匿名化のうえ集約したデータベースである。今年度の受入データ件数は144万件にのぼり、全国の中小企業・個人事業主の4割弱をカバーする規模のビッグデータである。信用金庫業界では、SDBデータに基づく分析結果を信用リスク管理の高度化や商品・サービスの提供などに活用している。

(2) 自己査定・償却・引当の見直しにおける活用方法

SDBには、過去15年間にわたる信用金庫

取引先の財務データや属性情報が蓄積されており、それらをもとに取引先の構成を業種別、債務者区分別など様々な切り口で金融機関自身の特徴を分析できる。また、蓄積期間にはリーマンショックや東日本大震災などの発生時期も含まれるため、同様の事象が取引先に与える影響等を推計する上での参考にもなる。そうした情報は、金融機関の個性・特性の把握や信用リスクの特定などに役立てることができる。

また、引当金を見積りにあたって、次のような活用が想定される。

- ① 十分なデータ数が確保できない(あるいはデータが存在しない)場合の補完
- ② 将来発生が懸念される特定の事象(大規模災害や不況の到来等)の考慮
- ③ 特定与信先の個別貸倒引当金を見積り

なお、①や②には過去の実績デフォルト率が、③には予想デフォルト確率が用いられるものと考えられるが、償却・引当などの会計処理にはエビデンスが重視されるため、現段階では、過去の事実に基づく実績デフォルト率を用いる①や②での活用が普及しやすいものと思料される。

おわりに

以上のとおり、金融庁には自己査定・償却・引当の仕組みを特定の方向に誘導しようという意図はなく、今後の対応は各金融機関に委ねられた形となる。本DPにも「現状の引当実務を否定せず」と明記されており、慌てて無理に見直す必要はない。

しかし、金融機関が戦略として新市場や新分野への進出、ターゲット市場・分野への選択と集中、商品・サービスや活動内容の差別化などを推し進めれば、既往債権とは別区分した方が管理しやすい債権群が自ずと発生するので、今後はそうした必要に基づく見直しが進むものと思料される。つまり、金融機関の差別化が進むほど会計面に違いが生じることになる。

一方で、償却・引当の仕組みがあまりに複雑化・固有化してしまうと、財務諸表が分かりにくく比較も難しくなる。特に、将来の“予測”を反映した引当の見積りは、それが適切か否かを評価するのは大変難しい。こうした問題点は、IFRS第9号に盛り込まれた予想

信用損失（Expected Credit Losses:ECL）に基づく引当に相通じるものとして、日本銀行のレポートなどでも指摘されているところである。

本DPでは、信用リスクの償却・引当への反映は経営陣の判断であり、会計上の適切性に関する監査は会計監査人の責務であるとし、当局は「経営陣の判断や専門的意見が信用リスクの特定・評価のプロセスを経たものである限り、これらの判断や意見を尊重する」として見直しの実務からは一定の距離を置くが、共通目線が無い中での合意形成には相当の時間が必要となることが予想される。

（注）本稿は、10月31日時点の情報にもとづき執筆している。